
終章

——当面の重要課題——

終章

低所得階層に対する施策

低所得階層が、国のあらゆる施策の盲点となっている現状については、すでに本論でくわしく述べた。この階層の沈澱という形で激化しつつある社会のゆがみは、もはやこれ以上、放置することのできない限界点に達しているとわれわれは判断する。

もちろん、この階層に対する施策も、社会保障的な施策と、経済政策・農業政策・労働政策など、あらゆる部門が緊密に一体となって、チーム・ワークの妙を発揮するのでなければ、結局は効果のうすいものに終わってしまう。最近、中小企業対策を大きく取り上げるという動きが見られることは、この意味において、時宜に適したものとして歓迎するところである。

社会保障的施策として推進すべき低所得階層対策は、従来、ともすれば等閑に付され勝ちであったところのいわゆる防貧施策である。その内容としては、さし当っては世帯更生運動、医療資金貸付制度、公益質屋、簡易住宅、内職あつ旋などの事業が、重点となるであろう。さらに、またいわゆるハンディキャップを負った人々-身体障害者とか、精神障害者とかあるいはまた、売春防止法の施行と関連する売春婦の問題などについても、特別な施策を強化して行かねばならなくなっている。

終章

母子・老令者の福祉対策

そのほか低所得階層の問題と密接に関連するものとして、母子・老令者の福祉問題がある。この問題の根本的な解決策としては、社会保障制度が高度の完成を見ている英国などの例にならい、「国民全部を対象とする年金制度を確立し、老令者や遺族などの所得保障を行うべきものである」とする意見は、すでに一般の常識的な要望となっていると考えられる。

年金制度は、被用者を対象とする厚生年金保険など、国民の一部についてはすでに実施を見ているが、これをいかに国民全部に拡大普及するかという具体的な方策について、いまや検討に着手すべき時期が到来していることを肯定しなければならない。

ただ、年金制度は財源的にもきわめて膨大な制度であり、したがって一定の準備期間を必要とし、また明日からでもすぐ給付を開始するというようなわけには行かないものだけに、実施の段階にいたるまでの間、当面の対策として母子・老令者の福祉施策の拡充強化を取り上げなければなるまい。

終章

医療保障の推進

本論に述べたとおり、わが国における医療保障については、二、九〇〇万人の疾病保険未適用者があるという問題のほか、現在いくつかの困難な問題点が未解決のまま残されている。もともと医療の問題は、国民生活のすべての問題のなかでも、最も緊急度の高い、つまり、何をおいてもまっさきに手配されなければならない問題である。言ってみれば、これは国民生活の上にあけられている最も大きな傷穴であり、まずもってこの傷穴から緊急に埋めなければならない性質のものである。

この点については、昭和三五年度実施を目標として、おおむね国民皆保険の形において医療保障の達成を図るため目下その具体策の検討を行っているが、特にその重要性にかんがみ、本年七月、厚生大臣の顧問として医療保障委員が設置されてこの検討に参画することとなった。医療保障計画の最終案の発表までには、なお相当の時日を要するであろうが、去る八月二四日、医療保障委員は、中間報告として、昭和三二年度予算との関連において、とりあえず、(1)国民健康保険を中心とする疾病保険の普及強化、(2)無医地区対策の推進、(3)結核対策の強化、の三点を当局に要望した。

終章

明るく健康な国民生活

厚生行政の任務は、国民の生活と健康を貧困や疾病から守るということから、さらに、国民生活の質的な向上という課題にまでわたっている。国民生活の質的な向上という面で厚生行政の任務となるのは、主として、国民生活を明るく健康なものに高めて行くということであるが、このためには、生活環境の改善向上、家族計画の普及、あるいは児童の健全育成、などが考えられる。これらの行政は、所得保障や医療保障などの施策によって守られる国民生活が、より明るい、より健康な将来へと歩むための道を準備するものである。

終章 むすび

厚生行政は、国のあらゆる行政のうちで最も国民生活に直結している分野であり、直接その幸、不幸を支配する分野でもある。したがって、一国の厚生行政の消長は、その国の国民全体が、自らの生活に、自らの健康に、何が必要であるかを自覚し、これに社会的な形でどれほどの関心と努力を払っているかを如実に示す、バロメーターであるとされる。

もともと厚生行政とは、元来国民が自ら個々に守ってきた生活と健康という分野に、国家的な、社会的な手をさし伸べるものであって、国民自身の努力と国家の手による努力とが結びつく分野なのである。この意味から考えて、厚生行政の進展が強い世論の理解と支持の上にあるべきこと、また、国民としても、納税者であり、国家のサービスの受益者という立場から、国の努力が無駄なく効果的にその目的が達成されるように、積極的自主的に協力する体制に立たねばならないことは当然である。

特に、ここで注意しなければならないことは、近時、社会保障施策の推進に伴い、国民がまず自らの生活と健康を守り、さらにこれを向上増進させようとする努力をともすれば怠り、社会保障が単に政府の措置だけで容易に解決できるもののように思いがちとなることが、最近の傾向として指摘されていることである。すなわち、国はすべての国民に対し、ゆりかごから墓場までの生活を国だけの措置と責任において保障すべきであるという考え方に知らず知らずのうちに陥りがちとなることである。しかしながらこの考えは、現在の政治的・社会的制度のもとでは、国権の頂点から下へ向ってもたらされる恩恵的施策に転化する危険をはらんでいる。この危険をわれわれ国民はしっかりと見詰めてかからなければならない。

以上要するに、厚生行政は、政府、地方公共団体、関係者のたゆまざる努力と確固たる職業倫理はもとよりすべての国民の納得と、支持と、そして真剣な協力のもとにおいてのみ、順調に発展成長するものであり、しかもそれは、決して不可能な願いではないとわれわれは確信するものである。